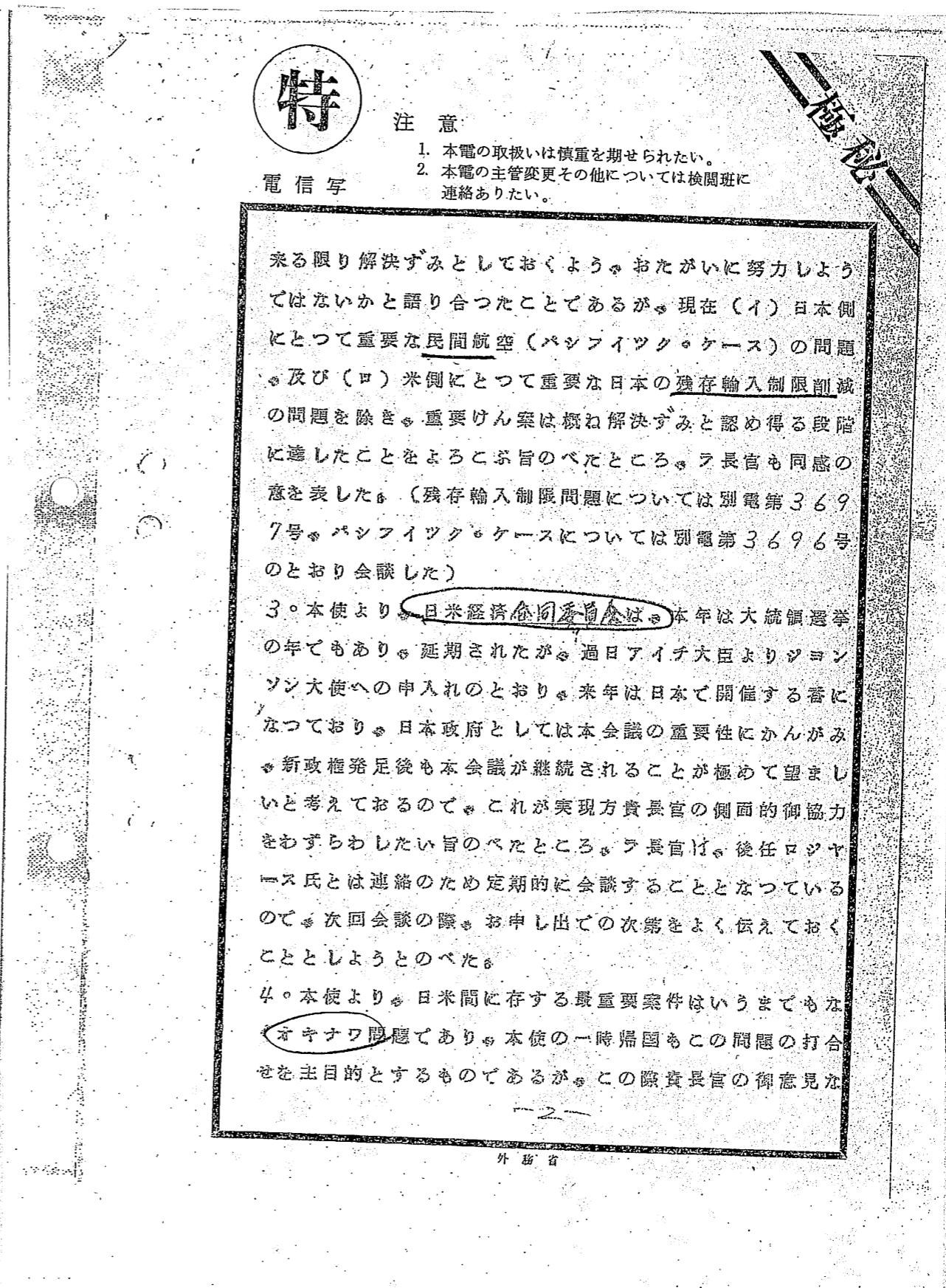
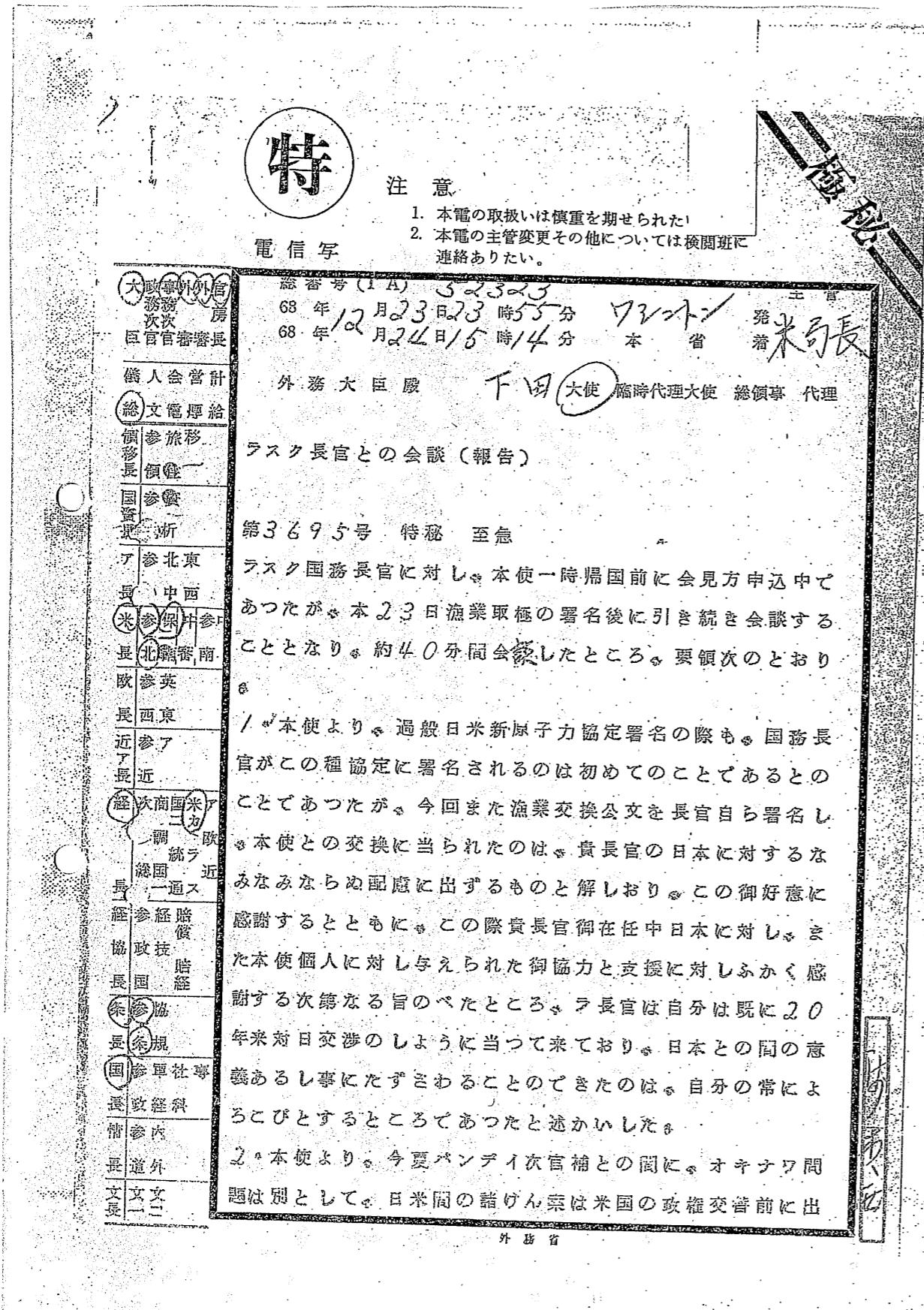


# 琉球大学学術リポジトリ

## 1972年の沖縄返還時の有事の際の核持ち込みに関する「密約」に係る調査関連文書No.1

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 核持ち込みに問題, ジョンソン次官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43894</a>

37



特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

アドバイスをうかがえればこうじんであると前提して

(1) 明年はサトウ総理が再びこの問題につき、自ら米政府首のうと交渉するため訪米することになると思うが、前回総理訪米の際の日米共同コミュニケどおり WITHIN A FEW YEARS にオキナワへんかんの時期的目どき明年あきということになるべく、本使の個人的見解によれば、総理訪米を明年秋と予測すれば、明年夏ごろにはアイチ大臣と新国務長官との会談が行はれる必要があり。さらにその前提として、新政権発足後なるべく速かに通常の外交ルートによる下交渉を始める必要があると考えるところ、このような進め方につき何か貴長官の REMARKS をうかがうればさいわいとする旨のべたところ。

(2) ラ長官は、貴使の話されたスケジュールはリースナルなものと思うが、具体的には新政権発足後お打合せ願いたい。自分としてはオキナワ問題全般に関しそひこの隙一言そつ直に言はしてもらいたいことがある。自分はかねてから感じ、現在もそう思っていることであるが、どうもオキナワ問題についての日本側の考え方にはむじゅんした両面があるような気がする。すなむち(イ)日本政府のみならず日本国民の大部分は自国の安全を保つために米国の保護の必要性を認め、かつその保護を確保するため安保条

-3-

外務省

特

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

約を継続することを望んでいると了解している。日本を軍事的に保護するためには、米国の抑止力がフルに働くことが絶対必要の前提条件であり、日本侵略を企てるものは必ず米国の強力な反撃にあうべきことを、一点の疑いもないよう明りように侵略者に理解せしめおくことが必要である。そのためには米国の抑止力の働く基盤が、日本を含む極東の地域内 WITHIN THE REGION に現存し、しかもそれが抑止力として十分強力なものであることが必要である。お断りして置きたいが、米国政府及び国民は何も好きこのんで日本の軍事的保護をかつて出しているものでもなければ、いわんや日本側が好まないに、これを押し付けようとするものでもない。事実日本に対する軍事的保護は、米国の納税者やせい年に対し常時相当な負担を課するものであるのみならず、イザというとき日本に対する約束を守るために何百万という米国市民の生命が核攻撃により失はれる危険をもかくにしての上のことである。(ロ) 然るにこの点が日本側により十分理解されていないように感じられるることは誠に一残念である。ベトナム戦における作戦上の必要により、または台風う避難等の必要により、例えば B-52 がオキナワに赴けば、オキナワ住民のみならず、本土に住む日本人までが強くこれに反

-4-

外務省

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

対する情況である。これは前記の必要性を全く理解しないか、あるいはその必要性は理解するが、そのための手段の提供を拒否するものであつて。このような日本側の者がたは率直にいつてはなはだむじゅんしたものとしか米国民のめにはうつらない。従つてオキナワ問題の満足な解決をもたらすためには、先ず米側のめにうつる日本のし難をもう少しレスツキリした筋の通つたものとされることが極めてかん要であると思う旨のべた。

-5-

外務省

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

(3) よつて本使より極めて率直なリマークを多とするものであり。貴長官の述べられたところは予ね予ね自分もつう感していたところで、今回帰国の際貴長官の意のあるところ重ねて政府に伝達することとしたいところ。お詫しの点は正にオキナワ問題の核心である基地のステータスの問題に触れるものである。この問題は客観的国際情勢や兵器の進歩等種々の要素を考慮に入れ決すべき問題であるが、現在日本政府の考え方は決定しおらず、明年日米間に込んだ詰合が行なわれ、双方を満足せしめる何らかのフォーミュラが見出されることを希望している次第である。本使も率直に言はしていただきたいが、私見によれば、基地のSTATUSと施政権のへんかんとは別個の問題であり、この際最も必要なことは施政権へんかんの時期をなるべく速かに決定することであると思う。米側には施政権をへんかんした場合に、オキナワの基地の利用に障がいを及ぼすことにならないか、を危惧する向きがあるが、本使のみるところによれば、現状をこのまま続ける場合にはかえつてこの危険が増大する。現状が続く場合にはオキナワ及び日本本土の左よく反米主義者、一部の過激な労組員、学生等をして、ますます基地反対運動に走らせる危険があると認められ、これらの運動が一般国民の支持を得るようになる前に、施政権へんかんを表現することがかん蟹である。日本政府は在京米大使館の安全を有効に保護し、米大使館を

外務省

卷之三

注

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の主管変更その他については検閲班  
連絡ありたい。

して安んじてその職務に従事することを可能ならしめて  
るところ。オキナワにおいても施政権を日本側に移譲し、  
日本政府をして自らの責任において基地を保護し、以て米  
軍をして安んじて基地を使用し、その使命を達成せしめる  
こととする方が、はるかにけん明な策と考えられる。オキ  
ナワに対する施政権はサンフランシスコ条約により合法的に  
米国に与えられたものであり、この点北方領土の場合と  
異なるが、当該施政権の行使が合法的なものであると否を  
問はず、100方に近い日本国民が20数年の長きにわたり  
外国の施政権下に残されていることが一切の問題の根  
元をなすものであり、かれ等の日本復帰の自然な願望には  
何人もてい抗することは不可能であつて、この願望に速か  
にM&Tすることがオキナワ問題の根本的解決を図るための前提条件と確信する旨強調した。

(4) ラ長官は、オキナワ人のそ国復帰の希望が GENEINEなものであることはよく理解しているが、しかし同時に日本には帰りたいと思うものの、日本に帰つた場合の経済的地位に対する不安等の理由により、速かな返かんを希望しないものもあるやにそく聞しているが、その間の実情についてはどう思うかとたずねたので、本使より、経済的利益の点で復帰後のことを中心とする向きもあることは事実であろうが、現在ではその収入の道を全部米軍にあおいでいる基地関係労働者にいたるまで、ことごとく速かなそ

卷二

注

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
  2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

國復帰を望んでいる。結局この問題は施政権返かんのタイミングの問題に帰着し、この点についても日本政府としては、未だ2年後とするか、3年後あるいは5年後とするか。具体的な期間についての考え方を決めていないものと思うが、前述のようなオキナワ本土及び内地の情勢にかんがみ原則として返かんの時期は早ければ早いほど良いものと考えておる。また昨年の日米共同コミュニケの線にそつて、早期返かんが実現する場合も、社会的、経済的なヒツチを乘きざるよう、すでに内りゆう一体化の諸措置が進められて、この実情を詳細に説明しておいた。

(5) 最後に本使より、オキナワ問題の重要性及びその早期解決の必要性についても、貴長官よりロジャー次期長官にとくと御説明おき願いたい旨のべ。ラ長官もこれをか

( )

— 8 —

外 七